

◆使用者責任

ある事業のために他人を使用する者(使用者)又は使用者に代わって事業を監督する者(代理監督者)は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を被用者と連帯して、賠償する責任がある。

これが「使用者責任」であり、民法第715条に規定されている。同時に使用者は、被用者の選任・監督について、相当の注意をしたことを立証すれば免責となり、使用者ないし代理監督者が損害を被用者に賠償した場合は、被用者に対してその分が求償できるとしている。

こうした関係から、使用者責任の性質については、被用者の不法行為による損害賠償責任を使用者が代わって負担すると理解されており、代

位責任の根拠として、報償責任や危険責任を挙げた。他人を使用することによって、自己の社会上あるいは経済上の活動領域を拡張し利益を享受している使用者は、そ

被用者の逆求償



の事業活動の絡みで損害を他人に与えたときは賠償すべきであるし、またそのことで、社会に対しては危険を増大させているから、危険が現実化

したときは責任を負うべきだというわけだ。近時では、報償責任や危険責任を徹底して、企業活動に伴う被害の救済の在り方を問い、被用者の故意・過失を問

わず、被用者の加害行為が違法であれば、与えた損害につき、企業は、不法行為を基礎づける民法第709条に従い、被用者との間で直接の賠償責任を負うとの見解が示されたりしている。

ここでいう事業は、仕事と同義であり、営利・非営利、継続的・一時的、事後的・法律的などは関係がなく、使用関係も報酬の有無や期間の長短も問題にならない。要は、一方(使用者)から他方(被用者)への指揮ないし監督の

関係が認められるかで決まるので、使用者が責任を問われるのは実に広い領域にわたっている。

◆求償と逆求償

代位責任の考え方をベースにすると、使用者らは損害賠償をした分を被用者に求償できるのは当然の理となるが、使用者による求償権の行使に関しては、かねてから強い批判があった。

最高裁(昭和51年7月8日判決)も、タンクローリー車の運転手が不注意で他の車に追突した案件について、「事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の状況に照らして、損害の公平な分担」という見地から信義則上相当

と認められる限度においてのみ求償し得る」とし、制限を課した。

ところで求償権の制限が一般化されてしまうと、被用者が損害を全負担した場合、使用者に対して逆求償ができるかの問題が起きるが、十分検討されないまま、概してこれを認めない状況が続いていた。

そこにきて、トラック運転手が勤務中に起こした交通事故死亡事故につき、自ら被害者の遺族に損害賠償をして同額の求償を会社に対して行った案件で、最高裁(令和2年2月28日判決)は、右判例との整合性を保って、損害の公平の分担という見地から相当と認められる額について逆求償を認めるとし、被用者との関係でも新しい判断を下した。(弁護士・浦田益之)